

# 相模原市農業委員会第16回会議議事録

開 会 日 時 令和2年6月30日 午後1時43分

閉 会 日 時 令和2年6月30日 午後2時55分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 ( 印 )

	西山和秀		市川忠孝		藤村達人
	八木拓美		小林康史		高橋三行
	關山富雄		齋藤憲一	18	天野明
	古木清	12	菱山喜章		加藤正博
	江藤昭利		八木健一		
	阿部健		金井睦		
	渋谷利雄		榎田和子		

出席委員 16名

欠席委員 2名(12番菱山喜章委員、18番天野明委員)

傍聴人 0名

事務局 齊藤ますみ 鈴木和夫 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 齋藤綾子  
山田彩奈

議事録署名人 議長

議席 17番

議席 6番

## 会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第7回農政運営委員会報告
3		相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告
4	議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第20号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第21号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第22号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第23号	農用地利用配分計画の作成について
11	報告第12号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
12	報告第13号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
13	報告第14号	農地所有適格法人の報告について
14	報告第15号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
15	報告第16号	非農地証明書の発行について
16	報告第17号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
17	報告第18号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、Web会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

**議長（八木会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第16回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

**事務局（鈴木次長）**

（議席順に各委員の出席を確認）

**議長（八木会長）**

ただいまの出席委員は16名で定足数に達しております。

本日、12番菱山喜章委員、18番天野明委員より、欠席の旨、通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、17番高橋三行委員を御指名いたします。

## 日程1 会務報告

## 日程2 第7回農政運営委員会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」及び日程2「第7回農政運営委員会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

[ なしの声 ]

議長（八木会長）

それでは、以上で会務報告及び第7回農政運営委員会報告を終わります。

### 日程3 相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告

#### 議長（八木会長）

続いて、日程3「相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。

阿部副会長から、報告をお願いいたします。

#### 委員長（阿部副会長）

それでは、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会について報告いたします。

昨日、事務局から送付がありました資料を御覧いただきたいと思います。

3の議題（1）令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び（2）令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、6月19日付で通知させていただきました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の書面開催で意見聴取いたしました結果、農業委員から、目標設定に対する意見及び取組に関する考え方や対応についての質問がありました。意見を踏まえた修正案について、本日の全員協議会で事務局から説明することとなりました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会についての報告を終わります。

#### 議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[ 異議なしの声 ]

#### 議長（八木会長）

それでは、以上で相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

## 日程4 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程4議案第17号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-4及び3-1002から3-1003は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和2年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-4は、譲渡人が所有する中央区田名の田、2筆、709㎡を、譲受人が安定した農業経営を継続するために、今まで譲渡人から使用貸借で借り受けて耕作していた農地を所有権移転するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。今後の作付は水稻を予定しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地5筆、2,154㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人本人が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

続きまして、津久井事務所管内の2件について、御説明いたします。それでは、引き続き、2ページを御覧ください。

收受番号3-1002は、緑区長竹に住む譲受人が、同じく緑区長竹に住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は長竹の畑、1筆、211㎡です。今後の作付は、露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地11筆、7,307.35㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1003は、東京都八王子市に住む譲受人が、同居する父である譲渡人の所有する農地を生前贈与するための申請です。現地の状況につきまして

は、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページ、4ページを御覧ください。申請地は大島の畑、4筆、川尻の畑、8筆、計12筆の6,241㎡です。今後の作付は、里芋、大根等の露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地23筆、14,030㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、譲受人の父である譲渡人が60日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

#### **議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3 - 4については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

#### **14番（金井委員）**

6月28日に現地を調査してきました。現在、きれいに苗が植わって、とてもいい状態でした。このまま継続という形でしていくなら、何ら問題ないと思いますので、御検討、よろしく願います。

#### **議長（八木会長）**

次に、収受番号3 - 1002については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

#### **9番（市川委員）**

6月23日に現地を確認してまいりました。現地は譲受人の住宅の隣にある農地で、当日は、譲受人に今後の作付などの話を聞きながら確認してまいりました。これから野菜を作付けする予定で、現在はスイカやジャガイモ、ネギなどがきれいに植わっていました。本人は農業歴が30年以上で、ベテランということは十分感じましたので、いいのではないかと思います。また、ほかの農地も確認してまいりましたけれども、きれいに作付されていきましたので、御審議のほど、よろしく願います。

以上です。

#### **議長（八木会長）**

次に、収受番号3 - 1003については、初めに、緑区担当委員さん、お願いいたします。

#### **4番（古木委員）**

3 - 1003は農地が4枚ありまして、配付されている案内図のとおりであります。畑の境界について一部分からない点があったので、6月21日に山口推進委員に同行していただいたんですが、分からないということで、翌日22日に津久井事務所の職員に来ていただきまして、最終的な確認をしました。境界がなかなか分かりにくいところもあったんですが、全部確認して、畑としてはきれいに耕作されておりますから、私は適正であると判断してきましたので、皆さんの御意見をお願いいたします。

以上です。

**議長（八木会長）**

次に、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

**11番（齋藤委員）**

6月19日に現地調査をいたしました。場所的には、北消防署城山分署及び城山小学校の給食センターがあるすぐ裏側、3ページに出ております川尻字山野という場所です。8筆ございまして、約26アールの畑でありまして、先ほど説明のとおり、譲渡人が息子さんへ所有権移転の生前贈与をするという内容でございまして、現在、里芋、大根等、露地野菜をしっかりと栽培されていた状況でございまして、3条で、今後も父親と息子さんと農業を継続ということでございますので、特に問題等はないという判断をいたしました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

**議長（八木会長）**

それでは、これより質疑に入ります。

**1番（西山委員）**

3-1002につきまして質問いたします。この方は、平成31年1月だったと思いますが、新磯の新戸に水田を買われまして、去年は耕作されていません。事務局で5月に見に行ったときには大変きれいになっていたようですが、現在、田んぼは耕うんされたままで、稲が植わっていません。大変、意欲的ということだったんですが、水稲の場合、距離が離れていると、なかなか管理が大変です。問題があるのかということだったんですが、本人の意欲が大変強いということで前回は認めたんですが、今回はそのような中において、経営規模拡大のためということでは理解できませんので、その点、いかがでしょうか。

以上です。

**事務局（伊藤担当課長）**

西山委員から御指摘がありまして、現在、本人に水稲をどうするのか確認中なんですけれども、今後どうしていくのか、確認が取れ次第、御報告したいと思います。

**1番（西山委員）**

御本人の健康状態はいかがですか。

**事務局（伊藤担当課長）**

本人とも連絡が取れなくて、申請の代理人にも、その旨、頼んでいるんですけども、健康状態も含めて、どのようになっているのか、確認が取れていない状況です。

**事務局（鈴木次長）**

今、西山委員さんから、水稲なので、場所が離れているからという御説明もございました。今回は、市川委員さんも現場を確認していただいて、津久井地域内の長竹の畑の所有権移転でございまして、経営規模拡大という理由にはなっておりますけれども、全ての農地を耕作するという要件のもとで昨年1月の許可から管理されている状況となっており、長竹の畑の露地野菜についての御審議をお願いしたいと存じます。

**17番（高橋委員）**

今話していることは、全部、耕作条件に合っていますよと、全部、耕作していますよと、やっている農地は。それは一部、外れているではないですか。よろしいんですか。

以上です。

### 事務局（鈴木次長）

全部利用というところでは、確かに、そういったところになります。水稲については、今日も職員から御本人に確認をしていたところでございますけれども、御本人の許可後の事情は再確認できなかった点で、御説明させていただきました。

### 17番（高橋委員）

それはおかしいのではないですか、この間と同じじゃない。きちんと確認が取れていないとか、また同じことを繰り返すような形でやられたのでは困ります。きちんと確認を取った上で物事を進めていかないと、あまりにも農業委員会はなめられている、農業委員がなめられているという感じがします。それをしっかり事務局でやってください。お願いします。

以上です。

### 議長（八木会長）

それでは、今、確認を取っておりますので、次の議案へ移りたいと思います。本人から確認が取れ次第、確認していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### 17番（高橋委員）

後から確認を取るというのはおかしいと僕は思います。それで、3 - 1003で確認なんですけれども、約14,000㎡やられている中の6,200㎡を生前贈与することですが、生前贈与の件に関して、もう少し詳しくお話が頂けたらなと思います。生前贈与は一部だけでもいいのか、全部でなくてはいけないとか、その辺のお話を頂けたらありがたいなと思います。

以上です。

### 事務局（伊藤担当課長）

贈与税の猶予を行うというのであれば、全部の農地になろうかと思いますが、生前贈与に関しては、全部でなければいけないとか、半分でもいいといった決まりは特にはないですね。あくまでも所有権移転の一つということで、生前贈与という方法で行っているものになろうかと思います。

### 議長（八木会長）

高橋委員さん、よろしいですか。

### 17番（高橋委員）

はい、結構です。

### 事務局（伊藤担当課長）

3 - 1002について、補足として、全部耕作というのが基本的に条件になっておるわけですが、新戸の田について調査へ行ったのが5月8日で、まだ田植えをする前の時期だと思うんですが、その際に、特に草も生えているような状況ではなく、きちんと管理されているんだなという判定をいたして、今回の3条の申請を受けたという経緯になります。

### 事務局（鈴木次長）

今申し上げましたとおり、その時点では分からなかったんですけど、本日、西山委員さんから、実は耕作していないとの話があったので、津久井事務所には、状況を確認するように指示をして、午前中、連絡を取らせていただいて、畑まで見に行っただけなんですけれども、お会いできなくて、総会の開始を迎えてしまっているという状況がございます。

事務局で見ていた時点と、今日、西山委員さんから頂いた情報でタイムラグがあって、こちらとしての確認も必要かなということがあったので、今日、急遽、午前中から確認をさせていただきました。確かに、高橋委員がおっしゃるように、今確認しているというのはおかしいんですけども、そういった実情もございましたので、御説明させていただきました。何か理由があるのかということもあるので、そこは確認をして、本当はこの場で各委員さんにお伝えできればいいのかなと思っておりますので、ほかの案件をしながら、時間を見させていただければと考えております。

**議長（八木会長）**

今、事務局の説明を頂きましたけれども、この案件につきましては置かせていただいて、先に日程5の議題に進ませていただきたいと思います。後ほど、確認が取れましたら、再度、お願いいたします。

それでは、日程4議案第17号については、後ほどお願いいたします。

## 日程5 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

日程5 議案第18号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、6ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-4から4-5及び4-1001は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、7ページを御覧ください。

收受番号4-4は、申請人が所有する大島の農地、1筆、2,029㎡のうち438.43㎡に農業用施設を建設するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は農業振興地域内農用地域区域です。申請理由といたしましては、農業経営規模拡大に伴い、別の場所で保管している農業用機械資材類を格納する倉庫及び堆肥舎を建設するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み2、3段を設置し土留めをし、雨水については、雨水浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は大島幼稚園の南南西約590mです。

続きまして、收受番号4-5は、申請人が所有する田名の農地、1筆、1,132㎡を資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、南側にブロック積み3段を設置し、それ以外は鋼板、単管パイプ及び既設擁壁を利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はしおだこぶし公園の北東約100mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件を説明いたします。7ページを御覧ください。

收受番号4-1001について説明いたします。現地の状況については、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページとなっております。本案件は、申請人が所有する緑区青野原の農地、1筆、305㎡を駐車場として転用するための申請です。申請理由といたしましては、当該土地の両隣の土地を駐車場及び資材置場として使用している電気業者より、当該土地を駐車場として一体利用したいとの要望があったものでございます。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、鋼板を設置する計画で、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原診療所の西約1,100mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4 - 4については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

#### 4番（古木委員）

6月21日に現地を確認しました。案内図とその写真のとおり場所ですが、きれいに整地されて、写真の手前、一番左側のところの境界から奥、それと手前のところ、長方形の角が取れたところがある、これが面積です。そのうちの奥側には、屋根つきではない堆肥を置く場所を設けるということで、ちょうど真ん中辺りのところに建物を造る。それが農機具等を入れる農業施設とも聞いております。本人は新規就農者で、大分大きく畑を耕作して、すごくやる気がある。将来的には会社組織にして運営していきたいということを語っておりました。申請については、図面が適正に書かれていると思います。これは事務局で最終的に確認されていると思いますが、私は前記について、特に問題ないと判断しまして、皆さんに御審議を頂きたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

#### 議長（八木会長）

次に、收受番号4 - 5については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

#### 14番（金井委員）

6月25日に現地を確認してきました。木が植わっていて、雑草等も見られなく、きれいにしておりましたが、案内図のほうでも見られるように、周りはほとんど資材置場や駐車場に変わっている場所なので、致し方ないのかなとは思いますが、よろしく御協議ください。お願いします。

#### 議長（八木会長）

次に、收受番号4 - 1001について、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

#### 2番（八木委員）

6月24日に現地を調査してまいりました。ちょうど申請人もいらっしやいまして、いろいろ話を伺うこともできたんですけども、4条の転用というところと、駐車場に当たり、国道に面しているということで、視野も広く取れるので、安全面に関しては特に問題がないかなと思われまます。申請地についても、草の刈取りはきちんとされていて、両側も申請の許可が下りているということで、転用自体は致し方ないかなと思われまます。

1つだけちょっと気になったのが、後ろにはまだ畑が展開していますので、土砂流出の類だけは気をつけていただければということはお伝えしました。

以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

#### 10番（小林委員）

4 - 4の補足説明ではないんですけども、現在、申請人は、耕作面積は70,000㎡を超えている状態です、7町歩ですね。やはり、このぐらいの面積になりますと、倉庫を出荷調整場所として使っているため、農業機械が野ざらし状態であります。野ざらしですと、やはり、傷みますし、かなりいろいろなものを買っているらしいので、機械を入れる施設が必要かと思えます。また、堆肥舎も、面積が面積なので、堆肥を保

管しておけば、いつでも都合で撒けるという状態にしておきたいというのもありまして、そういうのを建てたいというのも聞きました。現在の仕事の効率化とともに、将来、自分の息子たちにもやらせたいというための設備投資だと思いますので、よろしく御審議していただければと思います。

以上です。

**議長（八木会長）**

ほかによろしいですか。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第18号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程5 議案第18号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程6議案第19号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、8ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1006は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、9ページを御覧ください。津久井事務所管内の1件を説明いたします。

收受番号5-1006は、借受人の戸田建設株式会社が、貸出人が所有する緑区青野原の農地、4筆、2,041㎡に賃借権を設定し、現場事務所等建築及び駐車場として一時転用するための申請です。案内図は8ページを御覧ください。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、リニア中央新幹線藤野トンネル新設工事のための現場事務所、寄宿舍及び社用車駐車場として使用するための一時転用申請です。一時転用期間は、農地への復元期間を含め、許可日から7年間の計画です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入口部分を除き、単管パイプ及び鋼板で土留めをし、雨水については、建物敷地内の雨水については浸透柵で処理、駐車場については敷地内浸透とする計画です。農地への復元後の作付計画は、露地野菜の栽培を予定しています。申請地は青野原診療所の西約1,200mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-1006について、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

### 2番（八木委員）

先ほどに続きまして、隣接しているところに今回の申請地はあるんですけども、車を入れるに当たって、安全面に関しても、特に問題はないのかなと思われまして。先ほど言いましたけれども、後ろにまだ畑が結構多く見られるので、土砂流出についてだけ、きちんとしていただければと思いました。

報告は以上です。審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第19号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程6 議案第19号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

**議長（八木会長）**

続いて、日程7議案第20号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第20号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-11は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対での利用権を設定するものです。件数1件、1筆、833㎡です。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第20号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第20号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 8 議案第 2 1 号 農用地利用集積計画の決定について

**議長（八木会長）**

続いて、日程 8 議案第 2 1 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、1 4 番金井委員には、恐れ入りますが、ご退出をお願いいたします。

**1 4 番 金井 睦委員 退出**

**議長（八木会長）**

ただいま退出を確認いたしました。

それでは、日程 8 議案第 2 1 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、1 2 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 2 1 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 2 - 1 2 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 2 年 6 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、1 3 ページを御覧ください。案内図は 1 0 ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対での利用権設定をするもので、件数 1 件、1 筆、4 8 1 ㎡です。なお、利用権の設定を受ける者は、この近辺で同じ面積程度の田んぼを借りておりましたけれども、その田んぼを返すことになり、今回、こちらの農地の利用権を設定するという流れになりました。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**1 7 番（高橋委員）**

3 条で問題になった人と同じ人ではないですか。

**事務局（伊藤担当課長）**

違いますよ、これは。この方は 3 条でなっていますけれども、問題ない方です。

**1 7 番（高橋委員）**

ああ、そうか、3 - 4 か。

**事務局（伊藤担当課長）**

はい、よろしいでしょうか。

**1 7 番（高橋委員）**

3 条で問題になった人ではないんですか。

**事務局（伊藤担当課長）**

3 条で問題になっているのは、3 - 1 0 0 2 です。

17番（高橋委員）

すみません。

議長（八木会長）

高橋委員、よろしいですか。

17番（高橋委員）

はい。

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第21号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程8議案第21号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第21号の議事が終了いたしましたので、14番金井委員には、議事にお戻りいただくようお願いいたします。

14番 金井 睦委員 会議参加

## 日程9 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

**議長（八木会長）**

続いて、日程9議案第22号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第22号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-13及び2-1011は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページを御覧ください。まず、本庁管内分の説明をします。案内図は11ページを御覧ください。

整理番号2-13は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により、農業者に貸し出す農地を借り入れるための利用権の設定を受けるものです。件数は1件、1筆、面積は543㎡です。

続きまして、津久井事務所管内を説明します。案内図は12ページを御覧ください。

整理番号2-1011は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、所有者から農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は1件、2筆、面積は418㎡です。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第22号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程9議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 10 議案第 23 号 農用地利用配分計画の作成について

### 議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 23 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、16 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 23 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 2 - 10 及び 2 - 1003 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 2 年 6 月 9 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長及び令和 2 年 6 月 10 日付けで相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和 2 年 6 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17 ページを御覧ください。案内図は 11 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 10 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市長から指定を受けた相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 1 件で、1 筆、面積は 543 m<sup>2</sup>です。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

続きまして、津久井事務所管内の説明をいたします。同じく 17 ページを御覧ください。案内図は 12 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 1003 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が事業者へ貸出しを行う利用配分計画の案件でございます。相模原市長から農業委員会の意見を求められているものです。事業者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は 1 件、2 筆、面積は 418 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 23 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

### [ 異議なしの声 ]

### 議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程10議案第23号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 報告第 1 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 2 報告第 1 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 3 報告第 1 4 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 4 報告第 1 5 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 1 5 報告第 1 6 号 非農地証明書の発行について

日程 1 6 報告第 1 7 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 7 報告第 1 8 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（八木会長）

それでは、先に報告案件に移らせていただきます。

日程 1 1 報告第 1 2 号から日程 1 7 報告第 1 8 号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 1 報告第 1 2 号から日程 1 7 報告第 1 8 号を終わります。

## 日程4 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

それでは、先ほどの日程4議案第17号を議題に供します。事務局から説明をいたさせます。

事務局（鈴木次長）

先ほど、3条で御審議を頂きまして、最後にずらさせていただきましたけれども、5月8日に事務局で現場を確認しております。また、市川委員さんにも現場を確認していただいております。そういったところから、事務局としては、状態が整っていると見させていただいて、総会議案を作成させていただきました。

しかしながら、本日、西山委員さんから、新戸の水稻の土地については、所有権移転後、耕うんされたままで耕作をされていないという御意見、情報を頂きまして、本日、午前中から、御本人に事情を確認してきたところでございます。総会の審議の中でもございましたけれども、3-1002につきましては、本日、事情が把握、確認できませんでしたので、議案審議の中から除かせていただく形で、残りの3-4と3-1003について、御審議、御承認を頂くことでいかがでしょうか。

[ 結構ですの声 ]

議長（八木会長）

よろしいですか。

[ 妥当であると思えますの声 ]

事務局（鈴木次長）

3-1002につきましては、水稻の事情、また、御本人の申請の意図等を確認して、次回以降ということになってくるかなと思いますけれども、本日は、3-4、3-1003についての御審議をお願いいたします。

議長（八木会長）

それでは、收受番号3-1002については除いて、收受番号3-4、3-1003について、議案とさせていただくことに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第17号について、收受番号3-4、3-1003について、決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第17号については、収受番号3-4、3-1003について決定いたしました。

それでは、以上をもちまして、相模原市農業委員会第16回総会を終了いたします。